Human Rights Protection たかつき
NPO法人 権利擁護たかつき 機関誌
Yo-Go OUR STYLE
2014年4月 Vol.2

権利擁護たかつき主催「創立５周年記念大会」を開催！

権利擁護たかつきでは、
創立５周年を迎えた今年度、中心的な行事として
記念大会を開催致しました。

菅富美枝先生による講演

４名の有識者による
ディスカッション

この大会では、法人の創立から現在までの活動を振り返るとともに、
これからの成年後見制度の望ましいあり方を検討する場としても位置づけ、
第一部では、今非常に注目されています法政大学教授 菅富美枝先生に「イギリス成年後見制度」について講演をいただき、
第二部では、我が国の成年後見制度の課題･問題について、４名の有識者によるディスカッションをお願いしました。

これらの研修を通じて、少しずつではありますが、
日本の成年後見制度の将来と権利擁護たかつきのこれからの活動が見えて来たように思います。
今回は、特に第一部の内容について、その中身を少し振り返ってみます･･･。

「イギリス意思決定能力法 (the Mental Capacity Act2005)**」**からは、例外と原則の正反対が見えてきます･･･。

“後見”という発想から離れてみよう　～ 代理するのをやめて、本人を中心に据えてみよう ～

Ⅰ. 日本の成年後見制度から見えること

※「保護」の発想･･･後見人の視点を優先して管理の方法を考えた制度ではなかったか？

そこには、こんな疑問が･･･

① 本人にとって最善の利益とはなんだろう？ベストインタレストとは？

② 後見人が一生懸命頑張っている仕組みなのではないだろうか？

Ⅱ. イギリスにおける意思決定能力法を見てみると

※イギリスの制度では、まず本人を見つめ、意思決定を行えるよう支援を行う仕組みを構築

後見人ありきではない･･･

① 自己決定支援アプローチ：できないことは何だろう？まずは、本人が自己決定できるような仕組みをみんなで考える

② 例外として代行決定（後見人による代理）：本人の継続的関与を保証した上での代行決定アプローチ

重要ポイント

「代行決定」は本人の領域への侵犯だと捉えられますので、
法の理念と趣旨に則って正しく行われた限りにおいて違法性が阻却されることになります。

－意思決定能力法の５大原則－

○意思決定能力を喪失しているという確固たる証拠がない限り、あると推定されなければならない
○可能な限りの支援を受けたうえで、それらが功を奏しなかった場合、法的に評価される
○客観的に不合理と思われる決定が行われていても、意思決定能力がないと判断されることはない
○本人に代わって判断し代行する場合、本人のベストインタレストに働きかけるものでなければならない
○本人の権利や行動の制限がより少ないものを考える必要がある

【以上 菅富美枝氏の講演より】

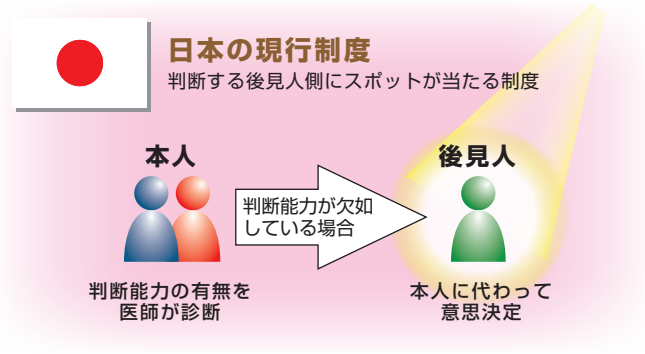

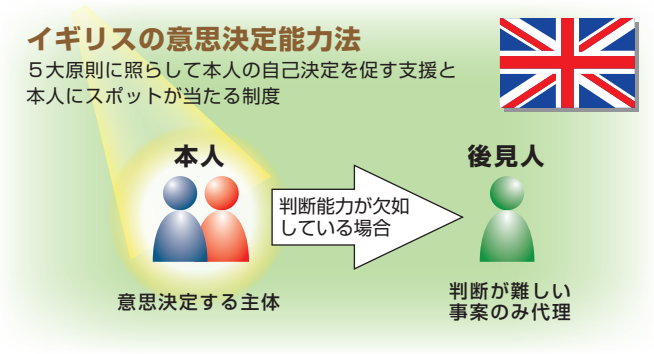

いかがでしょうか？
制度設計における基本理念が大きく異なっています。
イギリスでは、1990 年代から議論が続けられ、制度が整えられていきました。
そこでまとめられたのは、意思決定の困難な方を前にして、“まず後見人の選任” ではなく、
“まず本人の意思決定を促す努力をしてみよう” という視点です。
それでもなお意思決定が困難であれば、“意思決定が困難な決定にのみ代理権を認めよう” という考えです。

現在の我が国の介護や支援の現場で、イギリスの自己決定アプローチに基づいた活動が行われているでしょうか。
逆に、意思決定能力法に則った支援を行おうと意を決した場合、介護者や後見人には、
今まで以上に被後見人の権利を尊重し、尊厳を護るという強い意志が求められることでしょう。

権利擁護たかつきの後見活動の現場においても、まだまだ未熟さを感じさせるご指摘をいただいたように思います。
今後の活動の大きな指針として進めてまいりたいと考えております。

法人創立五周年記念大会の開催御礼

NPO法人 権利擁護たかつき
理事　諸福敬章

去る平成 25 年 10 月、
たかつき京都ホテルにおいて、当法人の設立記念大会を無事執り行うことができました。
これもひとえに皆様方のご協力の賜物と、この場をお借りして感謝申し上げます。

思えば平成 20 年 4 月、大阪においては一般的でなかった「後見人を法人で受任する」という大命をもって法人の船出を致しました。当時は、理事会および委員会を構成するメンバーと事務局の情熱だけを支えに、様々に議論を重ねながら積み上げていった活動ではありましたが、一方で大阪家庭裁判所が実際に当法人にその大任をお任せいただけるのか、といった不安も多く抱えての旅立ちでありました。
当時を振り返るにつけ、熱意が支えであったと思い起こされます。

法人での活動を開始してから６年を経ました。
このわずか５年ではありますが、成年後見制度を取り巻く環境も大きく変わってまいりました。
超高齢化社会を迎えた我が国において、後見人とその役割が広く一般に知られるところとなり、飛躍的に申し立て件数が増加しました。この点は、当法人における相談件数の増加でも体感しているところです。
一方で、横領事件に見られるように、後見人による残念なニュースも多く報道されるようになりました。

こうした大きな社会の情勢を背に受けて、当法人としましては、より「自己決定を支援する」後見人、法人であろうとの理念を改めて確認し、今回の創立５周年記念大会におきましては、法政大学より菅教授をお招きし、「イギリスの成年後見制度にみる自己決定のプロセス」について講演をいただくことと致しました。
この講演では、後見人のみならず、多くの人が自己決定のプロセスに参画し、サポートするという、我が国の成年後見制度のこれから歩むべき道筋を示されているかのような、非常に示唆に富んだお話ではなかったかと、理解されるところと思います。

当法人におきましても、今後の活動に生かし、善きものは取り入れながら、長く法人の運営を継続していくとともに、
より質の高い後見業務が実施できるよう、日々研鑽を積んでいく覚悟でおります。
今後とも権利擁護たかつきに変わらぬご支援とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

５周年記念大会という通過点を迎えて

芳浦定明
権利擁護たかつき専門委員
（摂津市立つくし園職員）

～現在の成年後見制度が“国際条約違反”になる可能性がある～
この衝撃は、権利擁護たかつきの創立５周年記念式典で、もたらされたものでした。
成年後見制度に関わり、権利擁護たかつきの活動を支える一員として、大きな意味をもつ言葉でした。

現在の成年後見制度においては、確かに医療同意などの面で様々な問題が提示されてきています。
しかし、それらの問題を一気に飛び越えた“国際条約違反”という耳慣れない言葉。
私たちは自分の国の法律に基づいて仕事をしているのに、一体何があったのだと率直に驚きました。

話の裏側にはこんな背景があります。
実は昨年秋の国会で国際障害者権利条約を批准するための国会決議がなされました。
国際条約に未だに批准してこなかった日本の行政にも驚かされますが、
その国際条約に批准すると、現在の成年後見制度が条約の内容に適合しなくなるというのです。なるほど‥‥。

やはり、欧米の基本的人権の取り組みは非常に高い水準にあると、今さらながら気づかされるところですが、
今回の記念大会では、特に先進的に取り組み、制度を構築したイギリスの成年後見制度について学ぶことができました。
ここで示されたのは、現在の日本における成年後見制度に見られるような、包括的に権利を制限することによってご本人の生活と権利を護る仕組みではなく、ご本人の意思決定をどのように汲み取るのか、また周囲の援助者が自己決定を引き出す努力を行なうか、という点に焦点が当てられているということです。

つまり、ご本人の生活力や判断能力を一つ一つ見極めながら、かつ新たな発見をしながら、ご本人が様々な場面で決定できるような援助を組み立てることが求められているのです。その根底には“法的な手順を踏んだ上でなければ、判断能力がないとみなされない”という思想が流れていることに気付かれることと思います。

このような講義をお聞きすると、権利擁護たかつきの活動が根底から覆される思いが致します。同時に、その制度を運用するにあたり、膨大な作業と人員が必要になり、より専門性が求められていくことも明らかなように思われます。

私は、権利擁護たかつきの第三者委員会の設立当初からのメンバーである傍ら、児童発達支援センターに勤務しています。
例えば、鉛筆をうまく握れない子どもがいます。その子にどのようなアプローチをすれば鉛筆が持てるようになるか、それが私に与えられた仕事でありますが、違うものを与えたり特別な訓練をするのではなく、単に鉛筆を太くしてあげるなど、“きっかけ”を工夫することによって握れるようになることが、実践を通じて見えてきます。

発達支援という漠然とした言葉の中には、ほんの些細なことやきっかけを通じて、出来ることを積み上げていくということがポイントなのです。これは、今後の成年後見制度においても必要とされる視点ではないでしょうか。
つまり、本人の能力を見極めるだけにとどまらず、自己決定を生み出すことにもつながるのではないか。
ただ単に本人の権利を守る代弁者としてだけでなく、ご本人に向き合い、家族とも関わり、ストーリーを共有しながら丁寧に関わっていく、という視点。

ここでは、一人の後見人がすべてを握り、決定していくのではなく、様々な支援者がそれぞれの立場で本人の意思決定能力を引き出していく作業が重要となります。それは、福祉や行政だけでなく、医療・法律・学識者・地域の人々など、あらゆる分野の支援が必要になってくることは明白でしょう。

権利擁護たかつきでは、資格の持った個人が後見人となるのではなく、法人自体が後見人となっているのが特色です。
また、第三者委員会が設置されており、福祉関係者だけでなく、弁護士・医師・大学教授など現在７名の委員が、定期的に会議を持ってその支援を客観的・専門的立場から評価や助言を行なっています。

つまり、権利擁護たかつきの活動において重要なことは、限られた担当者や職場だけでお一人を支援するのではなく、様々な立場いる人たちが関わっていくことにあると考えています。こうした意味からも、これから目指すべきイギリスの成年後見制度に近い位置と発想で活動を行なっているものと見ることができるのではないでしょうか。

インタビュー

四條畷市の成年後見制度への取り組み

**権利擁護たかつきでは法人機関紙の創刊を機会に、各市町村における成年後見制度への取り組みを、現場を担当されている方々に直接インタビューする企画を実施しています。
第二回は、四條畷市にお話を伺いました。
私たちの活動範囲は北摂地域が多いのですが、四條畷市は権利擁護たかつきで後見人をお受けしている方が多くお住まいで、また制度に関するご相談・研修を通じて、何かと足を運ぶ機会の多い市です。
今回は、高齢福祉課の菅井雅一さんと障がい福祉課の岡本拓也さんに、同市の成年後見制度への取り組みについてお聞きしました。**

聞き手：権利擁護たかつき 事務局長　増田和宏

四條畷市の取り組みについて教えてください。

岡本
窓口では市民の皆さまからの相談に応じる他、成年後見制度をわかりやすく説明したパンフレットも配布しています。
また、市民や福祉サービス事業所を対象とした研修会を企画し、制度の啓発に努めています。

菅井
広く人権に関わるテーマなので、職員を対象とした大阪府主催の研修会などには高齢福祉課、障がい福祉課のみならず、全職員に参加を呼び掛け、知識取得やスキルアップを図っています。

市民から成年後見制度に関する相談はありますか？

岡本
最初から「成年後見制度を利用したい」という相談は少ないですね。個別事例の相談をお聞きする中で「こういった制度がありますよ」とご紹介する場合が多いです。

菅井
地域包括支援センターや相談事業所が窓口になり、専門機関につないだり問題解決に向けて対応していただいていることも多いです。虐待、とりわけ金銭搾取のような事案については市も協力し、弁護士などの専門家を交えた会議や成年後見制度の活用を支援しています。

市長申し立ての件数はどれぐらいですか。

菅井
平成25年度は、現在高齢福祉課が1件、障がい福祉課が2件です。

岡本
申立人になる親族がいない一人暮らしの障がい者や高齢者の事例など、今後は増加していく傾向があるのではないでしょうか。平成24年10月1日から施行した障がい者虐待防止法の影響もあるように感じます。市長が申立人になれるということをご存じない方もおられ、制度の中身を知っていただくこともとても重要だと考えています。

制度に対する認知度や関心については、どのような印象をお持ちですか。

菅井
成年後見制度が発足して10年以上が経過しますが、とりわけ最近1～2年の間に関心が高まりつつある印象があります。

岡本
当事者や関係者でないと関心はそれほど高くないのかもしれません。ただ「成年後見制度」という言葉をよく目や耳にすることが増えたと感じています。

権利擁護たかつきでは、四條畷市で成年後見制度に関する講演（平成25年12月6日開催、タイトル：成年後見制度について ～大切な財産や権利を守ろう～ 対象者：市民、介護・福祉関係事業者）**をさせていただきました。その後の反響はいかがですか。**

岡本
研修終了後のアンケートを集計した結果「制度がよく理解できた」「後見人の仕事や後見報酬のしくみが分かった」という内容が多かったです。事例紹介をしていただいたことでイメージがしやすかったですし、質疑応答の時間がもっとあれば良かったという声もありました。一方で、被後見人ではなく後見人の立場から困ったことや苦労があったことを聴きたいという意見もありました。

（ーありがとうございます。今後の参考にさせていただきます）

相談者から「実際に制度を利用しようとしても、なかなか前に進まない」という声をよく耳にするのですが、理由について何か感じることはありますか。

岡本
「言葉（専門用語）の難しさ」と「手続きの煩雑さ」でしょうか。制度の中身が十分理解できなかったり、申立セットを目の当たりにしただけで諦めてしまう方も多いように思います。それと、やはり費用の問題ですね。「高い」とか「申立て費用が結構かかる」というような印象が先行してしまい、制度の利用を躊躇してしまう方もおられるのではないでしょうか。

今後、市として成年後見制度の活用や啓発等にどのように取り組まれる予定ですか？

菅井
今後も研修や広報活動により、市民の皆様に「制度を知っていただく」「理解を深めていただく」ことに取り組んでいきます。市長申立てについては、今はまだ件数は少ないですが後見人による支援を必要とされるご本人の気持ちや要望にしっかり応えていきたいと思っています。

ありがとうございました。

四條畷市役所障がい福祉課 岡本拓也さん(左)と高齢福祉課 菅井雅一さん

四條畷市の取材を通して感じたこと　増田和宏

四條畷市においては、成年後見制度を有効に活用するために、職員のスキルアップや他の関係機関との連携を積極的に図っておられることが非常に印象的でした。現在のところ市長申し立ての実績は少ないですが、今後、独居の高齢者への支援や虐待などの困難ケースの対応が増えてくると予想されています。そのような中、市が果たす役割もますます重要になってくるでしょう。今後の取り組みに注目したいと思います。
一方で、研修のアンケート結果やお二人の話をお聞きしながら、「成年後見制度」という言葉はよく耳にするようになったものの、制度の中身や正しい理解がまだまだ浸透していないという印象を受けました。成年後見に携わる者として、今後もよりいっそう成年後見制度の啓発や理解の促進に努めていく必要があることを痛感致しました。

トピックス

法人の活動を公共の電波に乗せて！

権利擁護たかつき　理事　高岡克行

FM 放送局から権利擁護たかつきの活動をご紹介する･･･　そんな夢のような機会が実現しました！
去る 3 月 15 日、守口･門真をはじめ、地域に密着したプログラムを中心に放送する FM HANAKO の福祉番組の中で、
1 時間という長い時間を頂戴して法人の設立から現在に至るまでを振り返りながら、活動を紹介させていただきました。
生まれてこのかた、これほど緊張したことは無かったかもしれません！
皆さん想像してみてください。
小さな部屋で話している自分の声や言葉が電波を通じて、さまざまな場所、さまざまな方の耳に届けられているのです。それも生放送で！
汗だくの緊張の中でしたが、権利擁護たかつきの活動をより多くの方々にお届けでき、ご承知いただける大きな機会となりましたことは間違いありません。お聞きいただいた方がいらっしゃいましたら、そのときの高岡の様子等、是非感想をお聞かせくださいませ。また、出演を取りまとめてくださいました関係者の皆さまに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
ありがとうございました。

編集後記

平成 25 年 10 月より、新たに権利擁護たかつき事務局長を勤めております増田和宏です。
権利擁護たかつきの活動には平成 23 年から参加しており、スタッフと共に虐待の事例を含めて様々なケースに関わって参りました。
その中での気づき！“権利擁護たかつきは『人』によって支えられて成り立っている”。
実際、ケースに関わる中で、弁護士･司法書士･社会福祉士･行政機関と多くの方々に支えられて、一人の生活が護られていく現場を多く経験して参りました。このことを胸に、権利擁護に関わる多くの方々とともに、成年後見の一翼を担えるよう精進して参ります。
皆さま、今後ともご指導の程、宜しくお願い致します。

継続は力なり！

権利擁護たかつき最大イベントである、法人設立 5 周年記念大会が約 60 名のご出席を賜り、昨年 10 月に無事開催することができました。
ひとえにご協力いただきました皆様のおかげと感謝致しております。
このイベントを通じて、我々スタッフは「継続すること」の大切さを実感しました。

権利擁護たかつきの活動は、まもなく 7 年目を迎えようとしています。
最近では、大阪弁護士会会員誌に、当法人の取り組みを紹介する板垣善雄弁護士（当法人理事 機関紙第一号参照）のインタビュー記事が掲載されました。

また、当法人委員長の稲垣亮祐医師が、大阪弁護士会高齢者･障害者総合支援センター（通称「ひまわり」）主催のシンポジウムにパネリストとして参加するなど、少しずつ私たちの活動が広がりを見せ始めています（詳細はホームページにも掲載しています。是非ご覧ください）。

“継続は力なり！”改めてこの言葉を噛みしめ、皆様にご指導いただきながら、今後も末永く活動を続けていけるよう、スタッフ一丸となって精進してまいります。

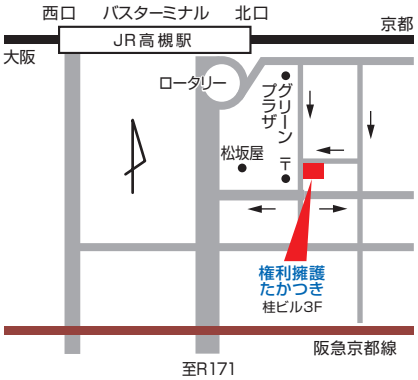

Human Rights Protection Takatsuki
編集･発行人
NPO法人 権利擁護たかつき
編集責任者：事務局長／社会福祉士　増田和宏
〒569-0803 大阪府高槻市高槻町12番26号 桂ビル3F
TEL:072-686-3400　FAX:072-686-4100
Email　tktk-npo@rainbow.plala.or.jp　http://tktk-npo.or.jp/